

川崎市指定特定非営利活動法人審査会が市長に答申を行いました

川崎市指定特定非営利活動法人審査会は、令和3年5月21日に市長から「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について」の諮問を受け、審議を重ねてきました。

この度、その審議結果がとりまとめられ、次のとおり市長に答申が提出されましたので、お知らせいたします。

1 日 時

令和4年8月24日（水）午前10時35分～50分

2 場 所

市長応接室（第3庁舎6階）

3 出席者

川崎市指定特定非営利活動法人審査会

会長 まえだ しげと 前田 成東（東海大学教授）

川崎市

福田市長

市民文化局長、コミュニティ推進部長



4 答申の主な内容

特定非営利活動法人の条例指定制度について、近年の本市の指定状況、社会情勢の変化を踏まえ、制度運用上の課題を整理し、次の内容の提言を行いました。

- ・現時点では現行の指定の基準を継承していくべきである。
- ・条例指定の更新の要件確認においては、新型コロナによる影響を考慮し、法人の状況を総合的に判断する必要がある。
- ・条例指定の新規申出のためのアドバイザー派遣、デジタル化支援などの具体的な取組を行う必要がある。

5 資料

川崎市指定特定非営利活動法人審査会答申の概要

～特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について～

※本文は、ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000142110.html>

問合せ先

川崎市市民文化局

コミュニティ推進部市民活動推進課 大西

電話044-200-3716

答申の背景

- 平成28年9月の審査会による「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について」の**前回答申から5年目**に当たる昨年5月に審査会に対し、再度制度運用の方向性や具体的取組について諮問
- 前回答申の提言に基づき取組を進めてきたが、現時点で、条例指定法人は10法人と、**着実に増えているものの、絶対数としては多くない。**
- **総合計画の指標として設定している「市内認定・条例指定NPO法人数」**について、令和7年度までに30法人以上としているが、**現時点では目標を下回っている。**
(令和3年度末目標22法人以上に対し16法人)
- 令和4年5月の審査会までの**計6回、検討・審議を行った結果をとりまとめて答申**

前回答申以降の本市の指定件数及び認定件数の推移と現時点の法人数

	前回答申時	H28	H29	H30	R1	R2	R3	現在
条例指定	6	0	1	0	1	1	1	10※
認定	8	0	0	1	1	1	3	14※

※条例指定と認定の両方を受けている法人は8法人

制度運用上の課題

指定基準・ 手続	<ul style="list-style-type: none"> ・条例指定制度の運用によって目指す方向性及び川崎市の指定基準について改めて考え方を整理しておく必要 ・法人の負担感が明らかに。それが全体として条例指定申出の意向がある法人が躊躇する要因 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、NPO法人は様々な影響を受けており、それによる指定更新への悪影響が懸念
条例指定の 効果	<ul style="list-style-type: none"> ・条例指定を受けたNPO法人に対する寄附促進という点においては、いまだ効果は限定的 ・制度導入から約10年が経過した現時点においても、市民等が制度を十分に認知していない。 ・ふるさと納税制度の影響の大きさも考慮する必要
法人の 運営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・会計、税務、労務、広報など法人運営の管理面の体制を十分に整えることができず、指定申出のための準備を進めることができない。 ・条例指定を受け、認定を受けた法人であっても、法人運営面で課題を抱えている場合がある。

条例指定制度の今後の運用に向けた提言

1 条例指定制度の運用によって目指す方向性

- **条例指定制度の運用及び安定的に寄附を獲得できる基盤づくり等の様々な取組を通じて、引き続き「地域で広く支持を受け、適正に運営される法人」が増え、それにより市民の暮らしやすさの向上に寄与するように取り組んでいくことが求められる。**

2 指定基準のあり方

- 「寄附が支える地域づくり」「多くの市民の力に支えられる団体」を判断するための**寄附者数等の人数要件は緩める必要はなく、現時点においては現行の指定基準を継承していくべき**
- 今後も社会情勢の変化等を踏まえ、**指定基準のあるべき姿を継続的に検討する必要がある。**

3 新型コロナウイルス感染症の更新への影響の考慮

- 「市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる**継続的な活動**が行われていること」の**要件が充足されなくなることも考えられる事態**
- 法人の状況を個別具体的に把握し、コロナ前の活動状況、今後の活動予定なども含めて**総合的に判断する必要**がある。

4 具体的な取組

- (1) 制度の使いやすさの向上
 - － 条例指定及び認定の提出書類の重複解消など**手続面の簡素化**
 - － **基準・運用の明確化と事前判定の仕組み**の検討
 - － **法人設立段階からの指定基準等の周知**
 - － **認定・条例指定を受けるためのアドバイザー派遣**
- (2) 条例指定NPO法人等への寄附促進
 - － 条例指定NPO法人等の**ファンドレイジング力向上**に向けた支援
 - － **制度の周知**や条例指定NPO法人活動に関する**広報**による支援
- (3) 法人の運営基盤の整備・強化のサポート
 - － 会計、税務、労務等の**専門家による相談体制**の整備
 - － **法人運営の管理面を継続的にサポートする人材の発掘・育成**等
 - － 中長期的な経営視点に立った**伴走型の支援体制**の整備
 - － **企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組み**の検討
 - － **既存認定・条例指定NPO法人に対する支援**
 - － **デジタル化支援**の取組の検討
 - － 認定・条例指定NPO法人を対象とした**ネットワーク**の検討